

八王子市がん検診無料クーポン券事業実施要綱

平成21年5月25日施行

改正	平成23年5月28日	平成25年4月1日
	平成26年3月7日	平成27年4月1日
	平成28年4月1日	平成29年4月1日
	平成30年4月1日	平成31年4月1日
	令和2年4月1日	令和3年4月1日
	令和4年4月1日	

(目的)

第1条 この要綱は、がん検診の受診を促進することにより、がんの早期発見並びに正しい知識の普及及び啓発を図り、もって市民の健康保持に資することを目的とする。

(対象となる検診)

第2条 がん検診無料クーポン券事業(以下「事業」という。)の対象となる検診は、「別表1」に定める検診種別とする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、当該検診を実施する年度の4月20日(以下「基準日」という。)に市内に住所を有するもののうち、4月1日現在「別表1」に定める者とする。なお、当該年度の基準日以後に市内に住所を有することとなった者であって、当該年度に該当検診を受診していない者は、本市無料クーポン券(以下「クーポン券」という。)の交付を受けることにより、本市クーポン券の有効期限内に限り、事業の対象者とする。ただし、勤務先、入所施設等で受診できる者は対象としない。

(実施方法)

第4条 市は、前条第1項に規定する事業の対象者に、対象となるがん検診無料クーポン券を送付する。

2 前項の送付を受けた者で当該検診を受けようとする者は、市が指定する検診を実施する医療機関等に前項に規定するクーポン券を提出することにより、当該検診を受診する。

(検診内容)

第5条 事業において実施する検診の内容は、八王子市がん検診実施要綱の定めるところによる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月28日に遡って施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第2条、第3条関係）

検診種別	対象者
子宮頸がん検診	20歳、30歳、40歳の女性
乳がん検診	40歳、50歳、60歳の女性
大腸がん検診	40歳、50歳、60歳である者
肺がん検診	40歳、50歳、60歳である者